平成２２年（フ）第３１７号
大阪府池田市五月丘２丁目６番121―101号
債務者　三谷　浩一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０６号
香川県丸亀市川西町北1470番地13
債務者　稲井　　潔
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２０７号
香川県丸亀市川西町北1470番地13
債務者　稲井由久枝
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５７号
栃木県小山市大字羽川285番地56
債務者　斉藤　光代
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９０号
岡山県津山市新田495番地
債務者　神﨑　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８２９号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目８番５号、前住所栃木県宇都宮市石井町3335番地80
債務者　お食事処大樹こと　磯部　光男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３０号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目８番５号、前住所栃木県宇都宮市石井町3335番地80
債務者　磯部　博幸
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３号
秋田県大仙市協和小種字上鏡台214番地８
債務者　工藤　初美（旧姓洲崎）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３９号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地６ディモーラ宝木201、前住所栃木県宇都宮市松原１丁目５番２号
債務者　手塚　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2224番地１　根本ハイツⅡ201、前住所栃木県鹿沼市樅山町125番地１　プラスパーＢ棟202号
債務者　片山千枝子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７９号
長野県佐久市内山5629番地１
債務者　新垣　悠太
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６０５号
岡山市中区藤原西町２丁目２番48号　コーポ枝松１Ｆ―Ｄ号
債務者　川上　好美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５２号
岡山市北区田中629番地２　レジデンス十和Ｂ―205
債務者　大門　秀克
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２号
岡山市北区岡南町２丁目５番35号　ＹＳビル岡南306号
債務者　山本　直輝
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３号
大分県竹田市直入町大字長湯3149番地５
債務者　吉野　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午前10時10分
大分地方裁判所竹田支部